

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第2回河内長野市子ども・子育て会議
2 開催日時	令和5年12月19日(火) 午前10時から
3 開催場所	河内長野市役所 802会議室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会の宣言</li><li>・福祉部長あいさつ</li><li>・会議議案</li></ul> 案件1：第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度の進捗状況の報告について 案件2：河内長野市こども計画策定について 案件3：令和5年度河内長野市少子化・子育て支援に関するニーズ調査について 案件4：その他 <ul style="list-style-type: none"><li>・総評</li><li>・閉会</li></ul>
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 福祉部 子ども子育て課 (内線171)
8 その他	

\*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和5年度第2回 河内長野市子ども・子育て会議  
議事録

開催日時	令和5年12月19日（火）午前10時00分～12時00分
開催場所	河内長野市役所 802 会議室
委員	<p>会 長 渡辺 俊太郎</p> <p>会長代理 河野 清志</p> <p>委 員 古門 久美子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田 恵</li> <li>・ 久堀 奈津美</li> <li>・ 上田 雄三郎</li> <li>・ 九星 静</li> <li>・ 安本 親之（欠席）</li> <li>・ 松原 澄規</li> <li>・ 飯田 裕香</li> <li>・ 吉田 妙子</li> </ul>
事務局	子ども子育て課、地域教育推進課、健康推進課、 ㈱ジャパンインターナショナル総合研究所
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>    案件1：第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度の進捗状況の報告について</p> <p>    案件2：河内長野市こども計画策定について</p> <p>    案件3：河内長野市少子化・子育て支援に関するニーズ調査について</p> <p>    案件4：その他</p> <p>3 閉会</p>
会議の公開	公開
傍聴者数	0名

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	次第1 開会
会長	次第2 議事 それでは、案件1「第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度進捗状況の報告について」、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	案件1 第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画における令和4年度の進捗状況の報告について ・資料3（1）の説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 2号の実入所人数が定員より多くなっているのは、1号の数が少ないので、その枠で対応しているということですか。
事務局	各園で1号の需要が減っているため、2号の定員を増やして対応されている園もありますので、そのとおりだと思います。
会長	この年齢に関しては、待機をしている家庭はないということですか。
事務局	ありません。
会長	先に進みます。資料3の（2）「地域子ども・子育て支援事業」は、担当する項目をまとめて説明したあと、ご意見を伺いたいと思います。説明をお願いします。
事務局	・資料3（2）項目1、5～7、14、15の説明
会長	一時預かり事業は、コロナや入所したということで令和2年度は少なくなっていると思いますが、今年度はどのような状況ですか。
事務局	正確な数値は分かりませんが、増加傾向であると聞いています。
会長	ほかの自治体では一時預かりのニーズが高く、予約で埋まって直前に預けられないという状況もあると聞いていますが、河内長野市ではいかがですか。
事務局	予約で埋まっている園が幾つかあり、次年度以降は枠を増やすなどの対応をしていくと、園から聞いています。
会長	急な事情で預けたい場合もあると思いますし、園もスタッフの確保等があるので難しいところもあると思いますが、いろいろなニーズに応えられるような枠があるといいと思います。次に移ります。
事務局	・資料3（2）項目2の説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	娘が通っている幼稚園でも一時預かりが始まりました。普段通っている所に夏休みも預けられるのは、保護者も子どもも安心だと思いますので、一時預かりが

	<p>全部の園に広がればいいと思います。私は利用していませんが、機会があれば通っている園に預けたいと思いました。</p>
委員	<p>放課後児童会について説明がありましたが、令和4年度からの実績では1,123人と少しですが増えてきています。河内長野市には子どもデイサービス事業もありますが、子ども子育て課からの委託事業でされているのでしょうか。</p> <p>23事業所あるということですが、授業が終わった後、児童を迎えに来て家まで送っている事業所もあるので、その数も合わせると相当たくさん子どもたちが、利用していると思います。ご両親が働いている方が多いために、放課後児童会とデイサービスを使っていると思いますが、その数を別に記載すれば、人数が分かると思います。放課後児童会で子どもを預かってもらっている家庭が相当多いので、今後どういう対策を載せていくかを検討していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>こちらの数字は、放課後児童会の受入れ人数のみを記載しています。この中には放課後デイサービスも併用して利用されている方もいますが、当課としては何人の方が放課後デイサービスを利用しているかはつかんでいません。</p> <p>支援が必要なお子さまが年々増えてきています。放課後児童会には保育の専門知識を持った支援員に入っています。それだけでは担えないところもありますので、学校や放課後デイサービスなどに力を頂き、ケース会議等で情報共有しながら一緒に支援させていただいています。</p>
事務局	<p>補足ですが、先ほど話にありましたデイサービスは、放課後等デイサービスの部分で、障がい児や発達支援のお子さまをお預かりする障がい福祉サービスの一環です。放課後等デイサービスに通われながら、放課後児童会にも行かれている方もいますので、その辺の兼ね合いが必要になってきます。放課後等デイサービスでは療育支援などしながら、放課後児童会では働いている保護者の支援を、それぞれの側面で子育ての支援をしていくというところにつながっていくと思います。</p>
委員	<p>こども園で病児保育事業をさせていただいて、令和4年度は知らない方がおられました。令和5年度からは申し込みの電話が殺到しています。</p> <p>今回の会議で、保護者の方がお困りだと気付いたことが1点あります。前日に、「インフルエンザで熱が38度あるのですが、病児保育でお預かりをお願いします」という電話があり、次の日に「インフルエンザではなく風邪でした」と電話と頂きました。高向こども園での定員は5人ですが、1つの病気が出た場合はその病気の子もだけとなるので、決まりを説明してお断りしますが、保護者の方はお困りだと思います。同じ病気であれば複数受けることができますが、病名が違えば受けることができないので、もう1つ部屋があればと思いました。</p> <p>今後計画していく中で、病児保育を希望される方が増えていくと思います。6</p>

	<p>年生まで預かることはできますが、河内長野の子どもたちは4年生になった時にお預かりできる所が2カ所しかありません。保護者の方が安心して仕事に行けるように、子どもたちの支援ができたと思います。</p>
会長	<p>コロナもインフルエンザもほかの病気もあるので、2カ所でカバーできないところもあると思います。次の事業計画等の参考にしていただければと思います。次に進みます。</p>
事務局	<p>・資料3（2）項目3、12、13の説明</p>
会長	<p>ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>昨年の会議で虐待の数の多さと担当される方の少なさに驚きました。切実な問題なので、早急に動いてほしいと思います。こちらで協力できることがある場合は、声を掛けていただきたいと思います。</p>
会長	<p>3と12の事業は、定員の問題等もあると思いますが、虐待予防の観点からも重点的に取り組んでいただければと思います。</p>
会長代理	<p>子育て短期支援事業で、4人希望があったけれども断ったということでしたが、切羽詰まった状態で自分の家で子どもをみられないので預けたいという選択をされたと思います。4人を断ってそのままの状態であれば、本当に危ないと思います。リスクが高い家庭なので、次の手を打っておくほうがいいと思います。</p> <p>療育支援訪問事業は、ヘルパーの話をされていましたが、実際にどうなのかというところと、専門的な相談や助言がほしい方とヘルパーなどの派遣がほしい方のどちらが多いのかを伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>子育て短期支援事業については、とても困っているご家族の方が申し込まれてくるので、早急に対策が必要だと思っています。子育て短期支援事業では対応できないけれども絶対に支援が必要な家庭については、児童相談所に相談して、法的措置で一時保護という形で預かっていただくケースもあります。</p> <p>療育支援訪問事業に関しては、河内長野市で受け入れているのはヘルパーのほうが多い状態です。子育ての相談については、行政の事務局員が訪問相談していることもありますが、療育支援訪問事業の形で相談に行った実績はありません。今後は、児童福祉法の改正に伴って訪問支援事業を整理していく予定ですので、今後は療育支援訪問の量も増えてくると予測をしています。今までの実績では、家の片付けの手伝いを希望する方が多いようです。</p>
委員	<p>子育て短期支援事業も、他市に任せるだけでなく、河内長野市で担っていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>こども園で子どもが40度の熱を出したのでお母さんに連絡をすると、お母さんも病気で「病院に連れて行く元気もなくてしんどい」と。「ヘルパーさんやいろいろな方に相談されたらどうですか」と言うことしかできないし、私が行って</p>

	<p>病院に連れて行きたくてもできないので、市に電話をしたら、市からヘルパーさんにすぐ行ってもらうという制度を確立する必要があると思います。</p> <p>里親にしても、ずっと家で子どもをみなくてはいけないとなると里親自身つぶれてしまうので、預かったお子さんが保育園やこども園に通園できる通園制度も設けていただくと、もっと里親のなり手も増えるのではないかと思います。</p>
会長	次の項目に進みます。
事務局	・資料3（2）項目4、6、8、9、11の説明
会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	<p>項目11の乳児家庭全戸訪問事業で、私たち主任児童委員と各小学校区の方とでつながり訪問を行っています。地域と赤ちゃんが生まれた家とのつながりをしっかり持てるようにという目的で、赤ちゃんの家の近くの主任児童委員が相談して、子育てを地域で頑張りましょうという活動をしています。</p> <p>河内長野市にも市の住民台帳に載っていない方や載っていてもそこに住んでいない方など、いろいろなお子さんがおられます。外国人で就業されている方も増えてきていますし、河内長野から外国へ赴任して、河内長野に住所があるけれども赤ちゃんは住んでいないこともあるので、その辺りも子ども子育て課と地域福祉高齢課との連携で、河内長野市に住んでいる赤ちゃんを守っていくためによりしくお願いします。</p>
会長	多様な家庭が増えてきていますので、そういうところにも目を配れるようになるといいと思います。
会長代理	乳児家庭全戸訪問事業について、全国的には全戸、行ききれていないことが問題になっていますが、実際、何割くらいが保護者の方と会えているのでしょうか。
事務局	健康推進課の保健師・助産師の訪問も含めて、ほぼ全部の家庭の方と会えていますし、会えない部分は、あいつくや主任児童委員が行かせてもらい、どうしても会えない方でも4カ月検診までには会えていますので、ほぼ100%です。
委員	昨年度から、市から頂いた名簿を基に、主任児童委員を中心に民生委員全員で地域の0歳児～3歳児の全戸訪問をさせていただいています。今年もほとんどの地区で終わっていると思います。会えない所もあると思いますが、家庭の事情は把握できる形で全戸訪問をさせていただいています。
会長	次の項目に進みます。
事務局	・資料3（2）項目10の説明
会長	出産応援給付金や産婦健診の利用状況・利用率は、どのようになっていますか。
事務局	出産応援給付金については、妊娠届け出時に申請受付をしていることと、当日来られない方には訪問等させていただいていますので、ほぼ100%です。

	産婦健康診査につきましては、受診券をあとから郵送したこともあり、使い方が分からず利用されていない方もいましたので、想定より受診者が少なくなりましたが、90%以上の方が受診されています。
会長	特に初めての出産の方の場合は、出産後の分からないことや不安なことなどがあると思います。大変大事な制度ですので、利用率が上がればいいと思います。 全体を通して、ご意見やご感想等はございませんか。 続いて、案件2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	案件2 河内長野市こども計画策定について 資料4の説明
会長	質疑については、案件3のあとにまとめて行います。続いて、案件3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	案件3 令和5年度河内長野市少子化・子育て支援に関するニーズ調査について 資料5の説明
会長	調査票で、抜けているのではないかというものは、この場でなくメール等でお伝えしてもよろしいでしょうか。
事務局	あとからゆっくり見ていただいて、項目の追加やご意見等がありましたら、21日までに頂いた分については、検討させていただいて、反映できるものは反映させたいと思います。
会長	ここでは、こういう内容を盛り込んだほうがいいのではなど、大きなことについてのご意見や計画スケジュールについてのご意見を伺えればと思います。
委員	「小学1年生～4年生のお子さんを持つ方へ」の3ページの間5に「あ」が入っています。
事務局	「祖父母が住んでいますか。あ選択肢」の「あ」は、間違いです。
会長	今日の会議で感じたことですが、既に制度や事業を行っているけれども、いろいろな状況で利用できなかつたり、お断りすることが生じているので、要望が多い部分を把握しておくために、「利用したくてもできなかったものがありますか」と、具体的に聞いてもいいのではないかと考えました。
事務局	設問等を検討したいと思います。
会長	個人的には事業や制度など大変いいものを整備していただいていると思いますので、使えないのはもったいないので、改善できればいいと思います。 調査票自体について気付いたことがあれば、後日、メールなどをお願いします。 前回の会議で「こども・若者への意見聴取」をどうするかという話になり、来年度予定されていますが、進捗がありましたら教えていただきたいと思います。
事務局	「こども・若者への意見聴取」につきましては、2,000件を対象にしたアンケート調査と、別に、例えばスマホやタブレットを使った形での意見聴取をしたい

	と考えています。また、市内の大学生、高校生、中学生、各施設での意見聴取も考えています。設問についてはこれから考えますが、3月までには検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	学校に協力依頼をする場合は、時間の余裕をもって行くと協力も得られやすいのではないかと思います。 続いて、案件4について、事務局よりお願いします。
事務局	案件4 その他 実態調査結果について
会長	ただ今の点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
委員	この調査は無作為でされているようですが、教育委員会と連携して各小学校へ委託する場合、学校自身が無作為で配布していただきたいというのは難しいと思いますので、全員児童としたほうが保護者に配布しやすいのではないのでしょうか。
事務局	7月の実態調査は、小学5年生、中学2年生、全ての公立小中学校の方に対して行わせていただきました。1月に予定をしている子育て支援に関する調査は、全対象の中から市が無作為で抽出して送らせていただくものなので、今回のニーズ調査は、学校との連携は行わないものとなります。
会長	調査の種類が重なるところがあり大変だと思いますが、実際の声を踏まえて計画を立てていくことが大事だと思いますので、回収率を上げられるようにお願いしたいと思います。
会長代理	実態調査の件は、今後も続けていくという解釈でよろしいですか。25%の回収率をさらに上げていくのでしょうか、それともこれで終わりでしょうか。
事務局	7月に行った実態調査の回収は、これで終了となります。実態調査で回収をした内容を基に、検証や実情を取りまとめたものを3月の子ども・子育て会議で報告させていただく予定です。1月の調査は、子育て支援の施策に反映する部分のニーズ調査で、今回とは別の調査になります。また、3月の会議でお示しする予定のこどもと若者の実態調査もあり、計画を策定するにあたって、合計3回の調査を行う予定です。
会長代理	前回の7割の回収率と今回の3割弱の回収率の回答の違いが大きく出ると思うので、それをどうするかという問題が出てくると思います。
事務局	今回、回収率が低かったということで、担当としても反省しています。次の計画を策定するにあたってのニーズ調査の回収率を上げるために、いろいろな手法を考えていきたいと思っています。前回に比べて実態調査の回収率が低いので、回収結果をどのように計画に反映していくかも十分研究して、少しでも子育て支援につながるような計画を策定したいと思います。
委員	放課後等デイサービスが増えたと実感しています。発達支援が必要な子が利用



	<p>する施設と言われましたが、河内長野市で増えているのですか。</p>
事務局	<p>事業所の数も増えていきますし、発達に関する認識が高まってきて、今まで療育支援等が必要と認識されていなかったお子さんも、放課後等デイサービス事業所に通うようになっていきます。昔と比べて増えたかどうかというよりは、療育や支援が必要な子が多く認識されてきて、サービスを利用される方が増えたということだと思います。きめ細かな健診や見守りの中で、支援を行わなければいけない子どもが増えてきたのではないかと思います。</p>
委員	<p>放課後等デイサービスで遊んでいる様子は楽しそうなのですが、どういうところが運営しているのでしょうか。専門の方がされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>発達支援が必要なお子さんに対して療育を行うサービス事業所なので、放課後等デイサービス事業所を運営するにあたって、必要な職種の方がいなければ大阪府の指定が受けられないため、事業所としての開設が認められないこととなりますが、一般法人でもできるため、いろいろな形態の法人が運営されています。利用者が増えているため、放課後等デイサービス事業所は増えてきています。本当に必要な療育、発達支援ができていない塾のような事業所も増えてきているということで、国も問題視をしていて、令和6年度から、放課後等デイサービス事業所についてシビアに見ていく動きはあります。</p>
委員	<p>放課後等デイサービスは、事業所ごとに特徴があって、学力重視の所もあれば、ソーシャルスキルを重視している所もありますし、公園に行って運動をさせてくれたり、人間関係を学ばせてくれたりしますので、それぞれでニーズに合わせて選んで通っています。</p>
会長	<p>将来的にはニーズに合わせてコーディネートするようなどころがあるといいかもしれません。本日も様々なご意見を頂きました。可能な限り計画や施策に反映していただければと思います。今後のスケジュール等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次回、第3回の会議は3月に予定しています。後日、事務局より日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>閉会にあたり、会長よりごあいさつをいただきたいと思います。</p>
会長	<p>子ども・子育てに関する国の施策も、変わっていているところですので、市もそれに合わせて変更等もあると思いますが、時代の変化に合わせていろいろなことを考えていく段階だと思います。こういった時期に、皆様の立場からいろいろなご意見やご感想を頂くことは、大変有益になると思いますので、引き続きご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は以上となります。</p>

事務局	次第3 閉会
事務局	以上をもちまして、令和5年度第2回河内長野市子ども・子育て会議を終了します。長時間にわたりありがとうございました。
	(終了)

## 河内長野市子ども・子育て会議委員名簿

(任期)令和4年7月29日～令和6年7月28日

種 別	所 属	氏 名	備 考
1号委員	一般市民	古門 久美子	
1号委員	一般市民	吉田 恵	
1号委員	河内長野市PTA連絡協議会	久堀 奈津美	
2号委員	大阪大谷大学	河野 清志	会長代理
2号委員	大阪総合保育大学	渡辺 俊太郎	会長
3号委員	民生委員・児童委員協議会	上田 雄三郎	
4号委員	河内長野市民間保育園連絡協議会	九星 静	
4号委員	河内長野市私立幼稚園連絡協議会	安本 親之	
4号委員	河内長野市立小中学校校長会	松原 澄規	
5号委員	河内長野市商工会	飯田 裕香	
6号委員	社会福祉協議会	吉田 妙子	

○河内長野市子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 25 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、河内長野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）等に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 子ども・子育て支援事業計画進捗状況について【計画期間：令和2年度～令和6年度】

## (1)教育・保育の提供体制

			令和2年度 実績 (参考:実入所人数)	令和2年度 目標事業量	令和3年度 実績 (参考:実入所人数)	令和3年度 目標事業量	令和4年度 実績 (参考:実入所人数)	令和4年度 目標事業量	令和5年度 目標事業量
1	1号	確保数(※満3歳～5歳児 教育認定(4～5時間の利用))	1,191人 (932人)	1,300人	1,095人 (853人)	1,300人	967人 (807人)	1,300人	1,300人
2	2号	確保数(※満3歳～5歳児 保育認定(8～11時間の利用))	1,045人 (1,208人)	969人	1,053人 (1,176人)	969人	1,092人 (1,201人)	969人	969人
3	3号(1・2歳)	確保数(保育認定(8～11時間の利用))	312人(304人)	581人	314人(297人)	591人	344人(303人)	600人	600人
			275人(289人)		275人(306人)		298人(282人)		
4	3号(0歳)	確保数(保育認定(8～11時間の利用))	154人 (183人)	154人	156人 (182人)	159人	159人 (190人)	160人	160人
5	保育利用率	満3歳児未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数割合の目標値	42.2%	44.7%	44.8%	46.6%	47.1%	48.1%	49.8%

## (2)地域子ども・子育て支援事業

1	時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等(2・3号)で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業。	756人 20か所	1,252人	812人 20か所	1,240人	559人 14か所	1,228人	1,198人
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業。	1,075人 30か所	1,059人	1,092人 32か所	1,051人	1,123人 31か所	1,035人	1,027人
3	子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童または母子について、必要な保護を行う事業。短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)を実施。	42人 3か所	2人 4か所	利用者なし 3か所	2人 4か所	利用者なし 3か所	2人 4か所	2人 4か所
4	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	延べ17,050人 5か所	延べ57,541人 5か所	延べ17,760人 5か所	延べ57,253人 5か所	延べ23,651人 5か所	延べ56,966人 5か所	延べ56,681人 5か所
5	幼稚園における一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業。	延べ17,231人 12か所	延べ20,432人	延べ19,330人 13か所	延べ20,264人	延べ18,670人 14か所	延べ20,096人	延べ19,928人
6	保育所等における一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業。	延べ3,354人	延べ5,302人	延べ2,496人	延べ5,224人	延べ2,310人	延べ5,215人	延べ5,105人
7	病児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業。	0人 1か所	延べ150人	延べ5人 1か所	延べ180人	延べ43人 2か所	延べ180人	延べ180人
8	ファミリー・サポート・センター (就学児童のみ)	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助事業。	延べ399人	延べ495人	延べ482人	延べ495人	延べ710人	延べ491人	延べ491人
9	利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
10	妊婦健康診査	母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、母子ともに安全・安心な出産を目的として健康診査を行う事業。	479人 5,849回	509人 6,395回	508人 5,965回	502人 6,174回	438人 5,744回	486人 5,977回	468人 5,756回
11	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業。	396人	509人	350人	502人	353人	486人	468人
12	養育支援訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行う事業。	14人	4人	9人	4人	10人	4人	4人
13	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取り組み、ネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
14	実費徴収に係る補正給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
15	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	新たな民間事業者の参入は考えておらず、既存の認可施設での充実を図る。						



## 令和5年度河内長野市少子化・子育て支援に関するニーズ調査

### ■調査目的

本調査は、子ども・子育て支援法に基づき策定している「第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了し、この計画の目的を引き継ぐ、令和7年度からの「こども計画」を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、子どもの保護者を対象として実施するものです。

### ■調査対象(令和5年11月末時点での無作為抽出)

河内長野市在住の就学前児童(0～5歳)の保護者:2,000人

河内長野市在住の小学生(1年～4年生)の保護者:1,000人

### ■調査項目(資料:[調査票案](#) [大阪府ひな形](#) [前回調査票](#))

大阪府から提示された調査票のひな形を基本として作成しています。大阪府においても計画策定が必要となるため、各市町村での調査結果を大阪府へ報告することが求められています。なお、大阪府からのひな形では項目がかなり多く、回答者に負担がかかり回収数に影響が出る恐れがあるため、大阪府が削除可能としている項目は削除していますが、5年前に河内長野市で実施したニーズ調査における項目は全て含んでいます。

※現時点での修正箇所については、[正誤表](#)に記載していますのでご確認ください。

### ■調査委託(河内長野市こども計画策定支援業務の委託先)

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

### ■調査方法

配布:郵送(令和6年1月25日発送予定)

回収:郵送(令和6年2月14日締め切り) ※令和6年2月20日回収分まで集計に含む。

### ■調査スケジュール(ニーズ調査の全体スケジュールは[資料4](#)のとおりです。)

#### 【調査票の調整日程】

令和5年12月19日(火) 子ども・子育て会議にて、調査票案の提示(ご審議)

令和5年12月21日(木) 各委員及び各関係部署からの意見聴取締め切り※

令和5年12月26日(火) 修正済の調査票を各委員及び各関係部署へメール送信

令和5年12月27日(水) 各委員及び各関係部署からの意見聴取最終締め切り※

令和5年12月28日(木) 修正対応後、調査票を確定

※21日、26日にメールを送信いたします。お忙しい中、誠に恐れ入りますが、ご意見がない場合につきましても、その旨、ご返信いただきたくよろしくお願い申し上げます。